

令和8年度 未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業 業務委託に係る企画提案募集要項

この「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）は、山梨県教育委員会が実施する未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業の業務（以下「業務」という。）委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

本業務は、県内の各地域固有の歴史や文化、人々の体験など、地域を形成してきた先人達の記憶や物語を記録・収集し、地域の図書館を核として保存し活用していくことで、県民の地域に対する誇りを高めることを目的とする。加えて、高校生の探究活動と協働させることで、若い世代による郷土愛の醸成や探究活動の深化、探究心の向上に繋げることを目的とする。

また、若者の探究心や学習意欲向上を図るため、山県大弐をはじめとする5名の山梨県ゆかりの偉人の功績を調査研究のうえ、生き方や功績をまとめたパネルを作成し、若者のロールモデルとして周知することで、探究意欲の向上を図ることを目的とする。

事業の実施には、地域に残すべき歴史を正確に記録するための取材力や、図書館に保存する価値のある成果物の作成、多岐にわたる専門的な知識技術が求められる。

そのため、企画内容、事業者の組織力、先進的なアイデア、業務に対する姿勢や業務遂行体制等を総合的に勘案し、最も優秀な提案を行う事業者を選定するため、企画提案を募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業

(2) 業務の仕様等

「令和8年度未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業委託仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

金7,249,550円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

企画提案に係る日程

① 公告日	令和8年4月24日(金)	
② WEB説明会	令和8年4月30日(木)	午後2時 予定
③ 企画提案に係る質問の受付期限	令和8年5月15日(金)	午後5時
④ 企画提案応募資格確認申請書の提出期限	令和8年5月18日(月)	午後5時
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和8年5月27日(水)	午後5時
⑥ 一次審査の有無に関する通知(メールにて通知)	令和8年5月29日(金)	予定
⑦ 一次審査(書面審査)	令和8年6月3日(水)～4日(木)	
⑧ 一次審査結果通知(メールにて通知)	令和8年6月5日(金)	
⑨ 二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年6月12日(金)	予定
⑩ 審査結果通知、受託候補者特定	令和8年6月15日(月)	予定
⑪ 採用事業者の決定・委託契約締結	令和8年6月22日(月)	予定

4 応募資格要件

応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者(更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であって、その役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)

エ この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」(平成10年4月1日)に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

(郵便番号) 400-8504

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当

(電話番号) 055-223-1395

(3) 常に連絡が取れ、必要な都度、面談ができるスタッフを配置できること。

(4) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。

(5) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

5 企画提案応募等に関する事項

(1) 担当部署

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階
山梨県教育委員会社会教育課 成人・家庭教育担当
電話055-223-1772
メールアドレス：shakaikyo@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 募集要項等の交付

山梨県教育委員会社会教育課のホームページからダウンロードすること
<https://www.pref.yamanashi.jp/shougai-gks/index.html>

(3) WEB説明会の実施

本事業及び企画提案募集に関する説明会を実施する。ただし、参加は必須ではない。

[参加申込] 山梨県教育委員会社会教育課のホームページに申込フォームへのリンクを貼る。
参加希望者はリンクより申し込むこと。なお、申込をした担当者へ、WEB説明会参加のためのURLをメールにて連絡する。

[申込締切日時] 令和8年4月28日(火)午後5時

[説明会実施日時] 令和8年4月30日(木)午後2時 予定

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出

① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。

② 企画提案応募資格確認申請書の提出期限及び場所

[提出期限] 令和8年5月18日(月)午後5時必着

[提出方法] 持参又は郵送

※持参での受付は、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階
山梨県教育委員会社会教育課 成人・家庭教育担当
電話055-223-1772

③ 申請書には次の書類を添付して提出すること。

ア 誓約書(様式2)

イ 役員名簿(様式3)

ウ 4(2)を証した書類の写し

④ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募を認めることはできない。

⑤ 応募資格確認結果は、すべての申請者に対して郵便及びメールにより通知する。

⑥ 申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

⑦ 応募資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合は、令和8年5月20日(水)午後5時までに山梨県教育委員会教育長宛の書面(様式自由)を②に示す提出場所に持参するものとする。ただし、上記期間の県の休日を除

く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。理由は書面により回答する。

(5) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業企画提案質問書（様式4）により受け付ける。

① 受付期限：令和8年5月15日（金）午後5時必着

② 質問方法：電子メールで送信すること。電子メールの件名は「未来の山梨プロポーザル質問」と記すこと。なお、メール送信後は様式4記載の連絡先に電話にて受信確認をすること。

メールアドレス：shakaikyo@pref.yamanashi.lg.jp

③ 回答方法：質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、申請書の確認を受け資格を有するとされた者全員に対して電子メールにて回答する。なお、質問への回答は令和8年5月22日（金）午後5時までにまとめて行う。また、ホームページに掲載する。

④ その他：電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関係ない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないこともある。

(6) 企画提案書等の提出

① 提案者は、アの書類は1部のみ、イからオまでの書類（以下「企画提案書等」という。）については7部（正本1部、写6部）をファイル等にまとめて提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 委託業務の概要（4）委託料上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案書かがみ（様式5） 1部

イ 企画提案書（様式5-1）

※（様式5-1）作成上の留意点等を確認の上、作成すること。

7部（正本1部、写6部）

1) 提案内容1【学生や市町村との協働による山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト】

*身延町のテーマについて提案

以下の小テーマを扱ったものとする。扱うテーマの数は問わないが、笠井重治に関しては必須とする。なお、テーマを複数扱う場合には、まとまりのある成果物となるよう留意して提案すること。

テーマ：身延町ゆかりの偉人、伝統産業、伝統芸能、地域の風習、遺跡など

*取材対象者の選定・取材方法

*高校生の探究学習との協働・指導・助言

*成果物（冊子作成のための電子データ）の作成

2) 提案内容2【山梨大弍をはじめとする5名の山梨県ゆかりの偉人を紹介するパネルの作成】

偉人の功績や生き方など、どのように調査研究を進めるのか、また、若者のロールモデルとして紹介するためにどのようにパネルで紹介していくのか提案すること。

3) スケジュール・実施体制

ウ 法人の概要書

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

エ 業務実施体制表（様式6）

これまでの類似業務実績、当該業務に関わるスタッフ等の見込みについて記載すること。

なお、スタッフ、類似業務実績の行の追加は可とする。

オ 経費見積書

A 4判で、様式は任意とする。積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

② 企画提案書等の提出期限

[提出期限] 令和8年5月27日（水）午後5時必着

[提出方法] 持参又は郵送

※持参での受付は、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階
山梨県教育委員会社会教育課 成人・家庭教育担当
電話055-223-1772

③ 提出期限までに山梨県教育委員会が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回をすることができないものとする。

(7) 企画提案の無効

「4 応募資格要件」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 募集要項の規定に反した提案

② 「2 委託業務の概要（4）委託料上限額」を超える提案

③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

④ 応募資格確認結果で、企画提案書の提出を認められた以外の者が提出した提案

⑤ 辞退届を提出した者が提出した提案

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法及び結果の通知

「未来の山梨を拓く若者の探究活動支援事業」業務委託事業者選定審査委員会において下記（2）の評価項目により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

採否については、決定後速やかに通知する。

プロポーザル参加者が6者以上であった場合は、審査委員会が、企画提案書等による書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位に評価された5者により、企画提案者に係るプレゼンテーション審査（以下「二次審査」という。）を行うものとする。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容	<p>提案の内容</p> <p>1：学生や市町村との協働による山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ設定 ・対象自治体における取材（取材対象者の選定・取材方法） ・高校生の探究学習との協働・指導・助言 ・成果物（冊子作成のための電子データ）の作成 <p>2：山梨大式をはじめとする5名の山梨県ゆかりの偉人を紹介するパネルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偉人の功績や生き方に関する取材及び調査研究方法 ・パネルの内容やデザイン
業務の実施体制	<p>③業務の実施体制</p> <p>スケジュール、業務実施体制（人員配置、業務経験、実績、信頼性）</p>
見積価格	<p>④配点×（最低契約希望額／提案者契約希望額）</p>

(3) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。

(4) 審査を基に山梨県教育委員会が第1順位の委託候補者を決定する。

(5) 審査の結果については、各提案者に「採用」「不採用」の別を文書にて通知する。

(6) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(7) 非選定理由に関する事項

委託候補者として選定されなかった者は、6（5）の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内に、書面（任意様式）により自者が選定されなかった理由について説明を求めることができる。

7 二次審査の実施

企画契約に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時・場所

令和8年6月12日（金）山梨県庁 防災新館内を予定

時間及び場所は企画提案書等を提出した者に対し、一次審査の有無に関する通知とともに別途通知する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分間（提案書説明15分・質疑応答15分）

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。

出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(3) プレゼンテーションの順番等

企画提案書等の提出順により決定する。プレゼンテーション当日は、開始時間15分前までに控え室に入室すること。

(4) その他

- ①プレゼンテーションは非公開とする。
- ②企画提案の説明及び質疑応答は、主担当となる者が行うこととし、入室は4名以内とする。
- ③会場には県側でプロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンを用意するが、自前のプロジェクターの持ち込みも可能とする。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ④やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は選定から除外する。
- ⑤プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第7号の規定により、免除する。
- (3) 第1順位の委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- (4) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、山梨県教育委員会の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が山梨県教育委員会に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「4 応募資格要件」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「4 応募資格要件」の条件を満たしている者であっても、事業者選定委員会の委員への故意の接触をはじめとした不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。
- (6) 企画提案書に記載した内容については、契約締結後に山梨県教育委員会、および市町村と協議する中で変更の可能性がある。